

寄居町定住促進補助金交付要綱

制定	平成28年	3月22日告示第	47号
改正	平成29年	3月31日告示第	53号
	平成30年	3月23日告示第	51号
	平成31年	3月26日告示第	103号
	令和2年	3月27日告示第	55号
	令和3年	8月24日告示第	141号

(趣旨)

第1条 この告示は、少子化及び人口減少を抑制し、定住化の増加を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 定住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすること。
- (2) 子育て世帯 子ども（出生から当該申請を行う年度に18歳になるまでの者）を扶養し、かつ、その子どもが同居している世帯
- (3) 転入者 転入前3年以上寄居町以外の市区町村に住民登録されている者で、平成29年4月1日以後に寄居町内（寄居町中心市街地活性化基本計画（平成30年3月23日認定）に設定する中心市街地の区域を除く。）に転入しようとする者
- (4) 住宅 玄関、台所、トイレ、浴室及び居室を有し、住居としての利用上の独立性を有するもので、自らが居住するための家屋又は独立して居住の用途に供することができる家屋の一区分（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋の場合は、住宅用部分の面積が延べ床面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (5) 新築住宅 自己の居住の用に供するため新築した住宅又は新規に建築された住宅

(補助対象者等)

第3条 補助対象者及び対象経費は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助対象者の住宅が共有のときは、共有者のいずれか一人を補助対象者とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の申請書(様

式第1号)に別表第2に定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

3 第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとする。

4 規則第11条及び第13条の報告は、申請書に添付した書類をもって代えることができる。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の申請をした者が、申請を取下げるときは、寄居町定住促進補助金交付申請取下げ申請書(様式第2号)を町長に提出することにより、申請を取下げることができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の交付決定通知書(様式第3号)により申請者にその旨を通知するものとする。この場合においては、規則第14条の交付額の確定の通知があったものとみなす。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、規則第7条第2項の通知書(様式第3号の2)により申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日から14日以内に寄居町定住促進補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、町長は、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を町に返還させるものとする。

(1) 当該補助金の交付決定を受けた日(以下「基準日」という。)から5年以内に当該事業により取得した住宅を取り壊し、若しくは貸与又は売却したとき。

(2) 基準日から5年以内に補助対象者が転居又は転出したとき。

(3) 基準日から5年以内に補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、別表第3に定めるところにより返還額を決定し、寄居町定住促進補助金返還決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

- 3 補助金の返還の決定を受けた者（以下「返還者」という。）は、返還金を一括で返還しなければならない。ただし、返還者にやむを得ない特別な事由があると町長が認めるときは、分割で返還することができるものとする。
- 4 町長は、前項ただし書の規定により返還者に返還金を分割して返還させるときは、寄居町定住促進補助金返還誓約書（様式6号）を提出させ、計画的な返還を行わせるものとする。
- 5 町長は、返還金を適正に管理するため、寄居町定住促進補助金返還台帳（様式第7号）を作成し、記録し、及び保管しなければならない。
（処分制限財産の規定等）

第9条 規則第19条の規定は、この補助事業により取得した住宅については、これを適用しない。
（実地調査）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、調査等を行うことができる。
（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成28年告示第47号）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条に規定する交付決定及び第8条に規定する補助金の返還に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成29年告示第53号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第51号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第103号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第55号）

この告示は、令和2年3月31日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第141号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>補助対象者</p>	<p>当該補助金を申請する年度の前年度に40歳未満である転入者又は子育て世帯の転入者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 平成29年4月1日以後の契約に基づき新築住宅を取得すること。</p> <p>(2) 新築住宅の敷地面積が150㎡以上であること。</p> <p>(3) 補助対象者及び同一世帯者全員が、町税を滞納していないこと。</p> <p>(4) 以前に当該補助金又はまちなか住宅取得支援補助金を受けていないこと。</p> <p>(5) 補助対象者の属する世帯に寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。</p> <p>(6) 当該住宅の所有者又は共有者が、公共事業の補償により当該住宅を取得していないこと。</p>
<p>対象経費</p>	<p>新築住宅の取得に要した費用とする。</p>
<p>補助金</p>	<p>補助する金額は次のとおりとする。ただし、住宅取得価格が補助金額に満たない場合は、住宅取得価格を補助金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。</p> <p>1 住宅取得</p> <p>(1) 子育て世帯の転入者 40万円</p> <p>(2) 当該補助金を申請する年度の前年度に40歳未満である転入者 30万円</p> <p>2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により決定した寄居都市計画用途地域で住宅を取得する場合は、1の住宅取得の額に10万円を加算した額を補助金額とする。</p>

別表第 2 (第 4 条関係)

添付書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 申請者の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本(2) 申請者の世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄を載せたもの）(3) 申請者が 3 年以上継続して町外に居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票の写し等(4) 申請者及び世帯全員の寄居町における税の滞納がないことを証する書類（中学生以下を除く。）(5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書等の写し(6) 建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の写し(7) 建物の登記事項証明書(8) 誓約書（様式第 8 号）(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3（第8条関係）

交付後の年数	返還額
2年以内	補助金の全額
2年を超え3年以内	補助金の100分の75
3年を超え4年以内	補助金の100分の50
4年を超え5年以内	補助金の100分の25